

下野新聞記事「国保交付金 国に過大請求」について

令和7年4月3日

栃木県国民健康保険団体連合会

今般の下野新聞社の報道に関しまして、関係者の皆様にはお騒がせをしたことに深くお詫び申し上げます。

以下に、本件の概要と今後の対応についてお知らせいたします。

記

1. 概要

本会では、結核・精神性疾患に係るレセプトデータの判定・抽出を行い、市町国保保険者へ特別調整交付金（結核・精神）申請に使用するデータの提供を行っております。

今般、集計された一部のデータの中で、積算対象である「入院料」のみを抽出すべきところを、「費用額（レセプトの全額）」を抽出してしまいました。

そのため、対象市町に対する令和5年度特別調整交付金の交付額が過剰になっていたことが発覚いたしました。

2. 今後の対応

例年、9月上旬に厚生労働省より「会計検査院の指摘による返還及び自主返還に係る事務スケジュール等について」の事務連絡が都道府県あてに発出されます。

対象市町では、今般の過大交付された交付金について、当該自主返還の通知に従い、返還する手続きを行います。

本会では、今後のデータ提供時において、データ内容の確認はもとより、前年度との件数・金額の比較等検証作業を強化し、再発防止を徹底いたします。

以上